

支部準則

- 第1条 規約第6条第2項の支部準則について、下記の通り規定する。
- 第2条 郡、市、町単位の支部を統合して、地区単位の連合体組織を結成することができる。
- 第3条 支部及び地区連合体は、本協議会本部の指導のもとに、規約第4条の目的達成、並びに組織の強化、拡大を図るために、支部独自の活動を推進することを主目的とする。
- 第4条 支部及び地区連合体には、支部長、副支部長、幹事長、会計担当を置く。但し、会計担当は、副支部長または、幹事長が兼務してもよい。
- 第5条 第3条の目的達成のための資金として、本部会計より、下記のように支部活動費を支給する。
- (1) 会員一人当たり年額1,000円を各支部・地区連合体に支部活動費として還元する。
 - (2) 新たに小学校管理職員が加入した支部には、加入後3年間、(1)に加えて、納入会費の20%（年間2,400円）を支部活動費として還元する。
- 第6条 5条の(1)、(2)に定める支部活動費の収支については、支部長が責任をもち、その収支明細を本会本部に報告しなければならない。
- 第7条 5条の(1)、(2)に定める支部活動費の一部を、緊急時の対策費として積み立てることができる。
- 第8条 5条の(1)、(2)に定める支部活動費を受けようとする支部・地区連合体は、この準則に基づき作成した支部規約及び支部事務局所在地、支部役員氏名を本会本部に報告しなければならない。

付 則

1. この支部準則の改廃は、代議員会で決める。
2. この準則は昭和63年5月11日に制定。
3. この準則は平成11年11月16日一部改正。
4. この準則は平成21年11月19日一部改正。